

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項
伯太高等学校	行政財産の使用許可について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。					検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。 【大阪府公有財産規則】 (使用状況の確認) 第31条 部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。 【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (使用許可、貸付又は使用承認の状況) 第19条 部局長等は、使用許可、貸付又は使用承認を行ったときは、システムを用いて使用許可、貸付又は使用承認の情報を当該年度に登録するものとする。 2 登録した使用許可、貸付又は使用承認の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。
	種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間	
	建物	67.5㎡	環境整備清掃等業務作業員控室	免除	令和4年2月1日から令和7年1月31日まで	
措置の内容						
検出事項について、公有財産台帳への登載を行った。 検出事項の原因は、担当者が「契約書の締結をもって、許可書の交付を行ったものとみなす」使用許可の場合については、公有財産台帳への登載は不要であると誤認していたことにある。 再発防止に向けて、検出事項の公有財産台帳への登載に係る起案から決裁について、校長、教頭及び事務室職員に関係通知等の周知を行った。また、複数の職員で公有財産台帳の登載状況について定期的な確認を行うことによりチェック体制を強化した。						

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和6年10月1日から令和7年1月31日まで）